

# 伊勢崎市「公益通報相談窓口」にご相談ください

市の業務を行っていて「何かおかしい?」、「不正では?」と感じることはありませんか。

例年どおりというだけで、違法な行為が放置されていませんか。

そうした問題を見つけたときは、「公益通報相談窓口」にご相談ください。

不正かどうか分からない場合の相談も受け付けていますので、お気軽にお問合せください。



## ◇通報できるのは、次の方々です。

- ・市職員（臨時職員も通報できます。）
- ・市の出資する団体の役員及び職員
- ・市から業務を受託し、または請け負った事業者の役員および従業員
- ・指定管理者の役員及び従業員

## ◇通報先(公益通報相談窓口)

公益通報相談窓口	伊勢崎市総務部総務課
連絡先	〒372-8501 伊勢崎市今泉町二丁目 410 ・ 電話 0270-27-2701（直通） 時間 8時30分 ～ 17時15分 （土日祝除く） ・ メール <a href="mailto:tuuhou@city.isesaki.lg.jp">tuuhou@city.isesaki.lg.jp</a>
通報方法	電話・郵便・メール等

# 公益通報 Q&A

## 1 公益通報ってなんですか？

市の職員や受注先事業者の従業員等によってされる、市の業務に関する法律違反、又は違反するおそれがある事実についての通報をいいます。いわゆる内部告発です。

## 2 どんなことが通報できるのですか？

次の業務についての法令違反

- ・市の事務事業
- ・市の出資する団体の出資目的に係る業務
- ・市から業務を受託し、若しくは請け負った事業者における当該業務
- ・指定管理者における当該施設の管理運営業務

## 3 どうやって通報するのですか？

通報は、郵便、電話、面会、電子メール等によって行ってください。

実名による通報のみ受け付けます。

(匿名による通報については、情報提供として取扱います。)

- ・電話の場合は、最初に公益通報である旨を伝えてください。
- ・郵送等の場合は、宛名に『公益通報』と記入してください。

## 4 通報したことで不利益を受けませんか？

通報者の秘密は守られます。

通報者の了承なく、通報者に関する情報を通報窓口以外に伝えることはありません。また、公益目的で通報したことを理由に、解雇等の不利益な取扱いを受けることはありません。

## 5 公益通報にならない場合がありますか？

委託され、または請け負った業務以外のことや、法令違反等にならない職場の不満やトラブルを解決するための制度ではありません。他人への中傷等、個人的な感情による通報はできません。

